

3 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B(分離譲渡所得がある場合)

税務署長		平成 <input type="text" value="22"/> 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B		F A 0 1 2 3							
住所 (又は事務所 居所など)	〒116-0014 荒川区東日暮里〇-〇-〇	個人番号	××××××××××××								
フリガナ	ススキ タロウ	氏名	鈴木 太郎								
性別	② 女	職業	会社員								
世帯主の氏名	鈴木太郎	世帯主との続柄	本人								
平成 年 月 日	同上	生年月日	3 × × . 0 3 . 1 4								
電話番号	03-××××-××××										
特異事項	<input type="checkbox"/> 特異事項あり <input type="checkbox"/> 特異事項なし										
収入金額等	種類	青色	国出	損失	修正						
事業等	⑦										
農業	⑧										
不動産	⑨										
配当	⑩										
雑損	⑪										
給与	⑫	13800000									
公的年金等	⑬										
その他	⑭										
短期	⑮										
長期	⑯										
一時	⑰										
所得金額	事業等	①									
農業	②										
不動産	③										
配当	④										
給与	⑤	11410000									
雑損	⑥										
総合譲渡・一時	⑧	11410000									
合計	⑨										
雑損控除	⑩										
医療費控除	⑪										
社会保険料控除	⑫	400000									
小規模企業共済等掛金控除	⑬										
生命保険料控除	⑭	50000									
地震保険料控除	⑮	15000									
寄附金控除	⑯										
寡婦・寡夫控除	⑰	0000									
勤労学生・障害者控除	⑱	0000									
配偶者(特別)控除	⑳	380000									
扶養控除	㉑	0000									
基礎控除	㉒	*380000									
合計	㉓	1225000									
課税される所得金額	⑳				000						
上の㉑に対する税額	㉒	8567550									
配当控除	㉓										
政党等寄附金等特別控除	㉔										
差引所得税額	㉕	8567550									
災害減免額	㉖										
再差引所得税額	㉗	8567550									
復興特別所得税額	㉘	179918									
所得税及び復興特別所得税の額	㉙	8747468									
外国税額控除	㉚										
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉛	1825000									
所得税及び復興特別所得税の申告納税額	㉜	6922400									
所得税及び復興特別所得税の予定納税額	㉝										
納める税金	㉞	6922400									
還付される税金	㉟	△									
配偶者の合計所得金額	㊱										
専従者給与(控除)額の合計額	㊲										
青色申告特別控除額	㊳										
雑所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊴										
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊵										
本年分で差し引く繰越損失額	㊶										
平均課税対象金額	㊷										
変動・臨時所得金額	㊸										
申告期限までに納付する金額	㊹				00						
延納届出額	㊺				000						
延納届出額	㊻				000						
郵便局	銀行・組合 農協・漁協										
預金	普通 当座 納税準備 貯蓄										
名簿	名簿										
口座番号	口座番号										
記号番号	記号番号										
区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
異動											
管理											
補完											

*平成32年分以降、基礎控除が改正されます。

F A 0 0 3 6

平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の 確定申告書 (分離課税用)

住所 所 号 荒川区東日暮里〇-〇-〇
フリ 氏 名 スズキ タロウ 鈴木 太郎

整理番号 一連番号

この表は、「分離課税の所得」、「山林所得」又は「退職所得」がある場合に、その所得金額や所得税額を計算するために使用するものです。

特 例 適 用 条 文		法	条	項	号
所法	措法	農法			
			条の		
			条の		
			条の		

第三表
(平成 年分以降用) 第三表は、申告書Bの第一表・第二表と一緒に提出してください。

(単位は円)

収入金額	短期譲渡	一般分	①				
		軽減分	②				
	長期譲渡	一般分	③	80000000			
		特定分	④				
		軽減分	⑤				
		一般株式等の譲渡	⑥				
		上場株式等の譲渡	⑦				
		上場株式等の配当等	⑧				
		先物取引	⑨				
		山林	⑩				
所得金額	短期譲渡	一般分	⑪				
		軽減分	⑫				
	長期譲渡	一般分	⑬	44950000			
		特定分	⑭				
		軽減分	⑮				
		一般株式等の譲渡	⑯				
		上場株式等の譲渡	⑰				
		上場株式等の配当等	⑱				
		先物取引	⑲				
		山林	⑳				
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書日第一表の㉑)	⑳	11410000				
	所得から差し引かれる金額 (申告書日第一表の㉒)	㉑	12250000				
	⑳ 対応分	㉒	10185000				
	㉓ ㉔ 対応分	㉕					
	㉖ ㉗ ㉘ 対応分	㉙	44950000				
	㉚ ㉛ 対応分	㉜					
	㉝ 対応分	㉞					
	㉟ 対応分	㊱					
	㊲ 対応分	㊳					
	㊴ 対応分	㊵					

税金の計算	⑩ 対応分	⑪	1825050				
	⑫ 対応分	⑬					
	⑭ 対応分	⑮	6742500				
	⑯ 対応分	⑰					
	⑱ 対応分	⑲					
	㉑ 対応分	㉒					
	㉓ 対応分	㉔					
	㉕ 対応分	㉖					
	㉗ 対応分	㉘					
	㉙から㉚までの合計 (申告書日第一表の㉛に転記)	㉛	8567550				
その他	株式等 配当等 先物取引	本年分の㉜、㉝から 差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される 損失の金額	㉜				
		本年分の㉞から 差し引く繰越損失額	㉝				
		本年分の㉟から 差し引く繰越損失額	㉞				
		翌年以後に繰り越される 損失の金額	㉟				
			㊱				
			㊲				

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額
長期譲渡所得の 一般内訳書のとおり		35,050,000	44,950,000	
合 計		㉚	44,950,000	

○ 分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項

種目・所得の 生ずる場所	収入金額	配当所得に係る 負債の利子	差引金額
	円	円	円

○ 退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	退職所得控除額
	円	円

整理欄	A	B	C	申告等年月日			
	D	E	F	通算			
	取得期間			特別期間			
	資産			入力			
				申告区分			